高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成26年３月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成30年６月８日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

１．の表題中「高速自動車国道中央自動車道西宮線他49路線」を「高速自動車国道中央自動車道西宮線他50路線」に改める。

１．［１］の表中、㊴を削り、㊿の徴収区間の欄を「長崎県北松浦郡佐々町沖田免から佐世保市大塔町まで」に改め、これを51とし、44から㊾を１ずつ繰り下げ、㊵を㊴とし、㊴の次に

「

㊵　一般国道24号（京奈和自動車道（大和北道路））	奈良市歌姫町から大和郡山市横田町まで

」、

㊸の次に

「

44　一般国道163号（第二阪奈道路）	東大阪市西石切町から奈良市宝来町まで

」

を加える。

１．［２］(1)①イ(ハ)(イ)　Bのうち、「、一般国道11号（高松東道路）(以下「高松東道路」という。)」を削る。

１．［２］(1)①イ(ハ)(ニ)　Bのうち、「(四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用開始の日から適用する。)」を削り、「津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の料金の額は、」の前に「四国横断自動車道阿南四万十線の」を加える。

１．［２］(1)①イ(ハ)(ホ)　のうち、DをE、CをDに改め、Bのうち「ロ）からニ）及びA」を「イ）からニ）、A及びB」に改めこれをCとし、Aのうち「(四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用開始の日から適用する。)」を削り、Aの次に

「B　（西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。）

中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金の額は、イ）からニ）及びAに定める方法により算出した中国縦貫自動車道の中国吹田インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金の額を上限とし、中国縦貫自動車道の中国吹田インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金の額は、イ）からニ）及びAに定める方法により算出した中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金の額を上限とする。」を加える。

１．［２］(1)①ロのうち、(イ)を削り、(ロ)イ）を(イ)、(ロ)ロ）を(ロ)、(ロ)ハ）を(ハ)とし、同(イ)、(ロ)及び(ハ)のうちAをイ)、Bをロ）とし、同(イ)イ)、(ロ)イ）及び(ハ)イ）のうち(A)をA、(B)をBとし、同(イ)イ）Bのうち A）を(A)、B）を(B)とする。

１．［２］(1)②のうち、本文中の「㊿」を「51」に改め、タを削り、ノをオとし、ナから卄を１ずつ繰り下げ、レをタとし、タの次に

「レ　一般国道24号（大和北道路）(以下「大和北道路」という。)における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額する。

軽自動車等

						郡山下ツ道
					大和郡山	—
				大和郡山北（南）	209.040	223.210
			大和郡山北（北）	—	—	—
		奈良	173.616	—	284.611	298.781
	奈良北	384.611	408.227	—	519.222	533.392
起点	—	396.419	420.035	—	531.030	545.200

普通車

						郡山下ツ道
					大和郡山	—
				大和郡山北（南）	223.800	241.512
			大和郡山北（北）	—	—	—
		奈良	179.520	—	318.264	335.976
	奈良北	418.264	447.784	—	586.528	604.240
起点	—	433.024	462.544	—	601.288	619.000

中型車

						郡山下ツ道
					大和郡山	—
				大和郡山北（南）	238.560	259.814
			大和郡山北（北）	—	—	—
		奈良	185.424	—	351.917	373.171
	奈良北	451.917	487.341	—	653.834	675.088
起点	—	469.629	505.053	—	671.546	692.800